

## 個人市民税・県民税の特別徴収税額決定通知書の誤送付について

平成29年度個人市民税・県民税の特別徴収税額決定通知書（以下「通知書」という。）について、本来送付すべきではない事業者に誤送付したため、マイナンバー等の個人情報の漏えいが発生いたしました。

御迷惑をお掛けした皆様には深くお詫びするとともに、今後、同様の事象が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

### 1 通知書の状況

- ①送付日 5月15日（月）
- ②送付件数 100,090社（563,424人分）
- ③記載内容：マイナンバー、住所、氏名、所得や税額などの課税情報

### 2 概要

- ①対象者 1社（9人）
- ②判明日 6月12日（月）
- ③原因 本市の委託業者が、通知書を別の事業者の通知書と同一の封筒に封入してしまいましたが、件数の照合作業が不十分であり、誤りを発見できなかったもの

### 3 判明の経緯

通知書を受領した多摩区内の別の事業者の給与事務担当者から、従業員以外の通知書が封入されているとの連絡があり判明いたしました。

### 4 対応

- ・誤送付した通知書は、12日（月）のうちに、誤送付先を訪問して回収しました。
- ・翌13日（火）に、本来送付すべきであった高津区内の事業者を訪問し、事業者及び9名の従業員のうち7名の方に対して、経過を御説明のうえお詫びしました。
- ・上記7名の従業員の方には、職権によるマイナンバーの変更について、強く要請しました。なお、残り2名の方は不在であったため、別途、連絡することとしました。

### 5 再発防止策

適正な履行確保のため、当該通知書に係る封入封かん業務について、仕様の見直しのほか、先進的な取組を行う業者の状況を調査するなど、再発防止策を検討してまいります。

#### 【問合せ先】

川崎市財政局税務部市民税管理課 三品  
電話 044-200-2218（内線 25201）